第八条の見出し中「要しない工事」を「要しない工事等」に改め、同条第一項中「発電用原子炉施設の設置又は変更の」を削り、同項第二号中「（以下「制限工事」という。）」を「（前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。）」に改め、同条第二項中「、急傾斜地崩壊危険区域内」を「若しくは急傾斜地崩壊危険区域内」に改める。

第九条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項中第三号を第四号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「発電用原子炉施設の」の下に「属する別表第二の上欄に掲げる」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同条第三項中「認可又は変更の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか」を「申請書には」に改め、「当該」の下に「申請に係る」を加え、「添えてその申請を」を「添付」に改め、同条第四項中「、その理由を付し」を削り、「第一項各号の書類のほか、」を「申請書に」に改め、「概要」の下に「及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由」を加え、「添えてその申請を」を「添付」に改める。

第十二条第一項第二号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「届出に係る」の上に「前項第二号の工事計画には、」を加え、「発電用原子炉施設の」の下に「属する別表第二の上欄に掲げる」を加え、「前項第二号の工事計画には別表第二」を「同表」に改め、同条第三項中「届出をする場合は、第一項各号の書類のほか」を「届出書には」に改め、「当該」の下に「届出に係る」を加え、「添えてその届出を」を「添付」に改め、同条第四項中「、その理由を付し」を削り、「第一項各号の書類のほか、」を「届出書に」に改め、「概要」の下に「及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由」を加え、「添えてその届出を」を「添付」に改める。

第十五条第二項中「発電用原子炉の変更」を「発電用原子炉施設の変更」に改める。

第十八条第一項第二号イ中「記載事項のうち」を「原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の」に改め、同号ロ中「（原子炉」を「（発電用原子炉」に、「及びこれ以外の設備であって、重大な事故時」を「（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十号に規定する工学的安全施設をいう。以下同じ。）その他重大事故等発生時」に改め、「計測制御系統施設」の下に「に属する設備」を加え、「）及び」を「）、」に、「記載事項のうち」を「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の」に改め、同号ハ中「記載事項のうち」を「原子炉格納施設の」に改め、同号ニ中「又は補助ボイラー」を「及び補助ボイラー」に改め、同項第四号イ(1)中「、及び」を「及び」に、「記載事項のうち」を「原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の」に改め、同号イ(2)中「記載事項のうち」を「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の」に改め、同号イ(3)中「記載事項のうち」を「原子炉格納施設の」に改め、同号イ(4)中「海水系設備」を「原子炉補機冷却海水設備」に改め、同号イ(5)中「又は補助ボイラー」を「及び補助ボイラー」に改める。

第二十二条第一項第二号中「使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更」を「申請」に改め、同項第三号中「使用しようとする」を「申請に係る」に改め、同項第四号中「工事の計画」を削り、同条第二項中「次に掲げる」の下に「事項を説明する」を加え、「添えて提出」を「添付」に改める。

第二十三条第一項第三号中「燃料体の設計の」を削り、同項第四号中「個数」を「数」に、「係る場合」を「あって」に改め、同条第二項中「添えて提出」を「添付」に改める。

第二十四条の表第二号中「三の項の下欄第三号の」を「この表の第三号下欄第三号に掲げる」に改め、同表第三号中「二の項の下欄第六号の」を「この表の第二号下欄第六号に掲げる」に改める。

第三十三条第二項中「当該検査」を「当該溶接事業者検査」に改める。

第三十四条第二号イ中「同規則」を「同令」に改める。

第四十一条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十二条第二項第五号中「前三号」を「前二号」に改める。

第四十三条第一項第二号中「蒸気タービン及び」及び「その他」を削り、同項第三号中「蒸気タービン及び」を削り、同条第二項第一号中「あつて」を「あって」に改める。

第四十四条第一項中「又は」の下に「発電用原子炉の」を加える。

第四十六条第三項中「機構が行う検査」を「原子力規制委員会が機構に行わせる検査」に改める。

第四十七条第一項中「第四十三条第一項各号に掲げる事項又は第四十一条第二項」を「第四十三条第一項又は第二項各号」に改める。

第四十九条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第五十条第一号中「補助ボイラー及び非常用発電設備」を「非常用発電設備及び補助ボイラー」に改める。

第五十六条第一項第三号中「関する」を「係る」に改める。

第五十九条第二項中「第四十三条の八第一項」を「第四十三条の三の八第一項」に改める。

第六十一条中「受けた後」を「受けた日から」に改める。

第六十二条第一項の表第一号イ中「法第四十三条の三の十一第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第四十三条の三の十五第一項の規定による」を削り、同号ハ中「及び」を「又は」に、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同号ホ中「改訂」を「改定」に改め、同表第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第三号中「法第四十三条の三の三十二第二項」を「イからトまでに掲げる事項については法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同号チ(2)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表中第十二号を第十三号とし、第十一号を削り、第十号を第十二号とし、同表第九号中「第七十二条第一項の規定による発電用原子炉施設の定期的な」を「法第四十三条の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための」に改め、同号を同表第十一号とし、同表中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次のように加える。

九　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度
	第七項に定める期間

第六十二条第一項の表中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同表第四号イ中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同条第五項及び第六項中「第四号ニ」を「第五号ニ」に改め、同条第七項中「第四号チ及びリ、第五号、第九号」を「第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第六十三条第一項中「、電磁的方法」を「電磁的方法」に改める。

第六十四条第二項を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条　削除

第七十三条中「次」を「それぞれ次」に、「採らなければ」を「講じなければ」に改める。

第七十四条第一項中「採らなければ」を「講じなければ」に改める。

第七十五条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第七十六条第一項第一号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の二の三十二第二項」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同項第四号ロ中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第七十七条第一項第二号中「（以下「長期保守管理方針」という。）」を削り、同条第二項中「当該原子炉施設」を「当該発電用原子炉施設」に改め、同項第一号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第四項中「長期保守管理方針」を「保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）」に改め、同条第五項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。